

## 序章 マニュアルの使い方

## 1. マニュアルの目的

このマニュアルは、風水害等により住宅が被災し、日常生活に支障が生じた被災者が、早期に生活再建できるよう、当該被災住宅の応急復旧に向けた「県、市町村を含めた体制」や「住宅復旧に関する相談の実施」、「調査の方法」、「その他復旧に関する技術的な事項」等を取りまとめたものである。

## 2. マニュアルの利用

このマニュアルは、風水害等により被災した住宅の応急復旧に取り組む建築関係技術者等の利用を前提としている。

## 3. 使用語句の定義

### あ

- ・ 応急復旧工事協力会 被災住宅の応急復旧活動を円滑に実施することを目的に、住宅建設関係の事業者団体や建築専門工事業者団体、組合等が地域単位で組織し、運営する会をいう（以下「協力会」という。）。
- ・ 応急復旧工事 被災により生活を行うことに支障が生じた住宅を応急的に生活可能な状態にするための措置又は生活するために最低限必要な住宅機能を回復するための工事をいう。
- ・ 応急復旧講習会 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第2条第四号に規定する、被災住宅の応急復旧に関する知識や技術を習得するため、県が実施する講習会をいう。
- ・ 応急復旧相談員 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条の規定に基づく登録を受けた者をいう（以下「相談員」という。）。
- ・ 応急復旧相談窓口 災害発生時において、県又は市町村の要請により島根県建築住宅施策推進協議会が設置する被災住宅の応急復旧に関する相談窓口をいう（以下「相談窓口」という。）。

### さ

- ・ 災害ボランティアセンター 被災した地域の市町村社会福祉協議会などが主体となって、行政機関との連携を密にしながら設置し、運営を行い、活動に当たっては、地域住民やボランティア、NPO、関係機関等と協働して取り組む組織をいう。
- ・ 事業者 住宅建設関連の事業者及び専門工事業者をいう。
- ・ 事業者団体 住宅建設関連の事業者団体及び専門工事業者団体をいう。

## た

- 地域防災計画 防災基本計画（災害対策基本法第 34 条）に基づき、都道府県（同法第 40 条）又は市町村（同法第 42 条）が定める地域防災に関する基本的な計画をいう。
- 登録事業者 応急復旧工事協力会に登録した住宅建設関係の事業者及びその他専門工事業者をいう。
- 登録事業者リスト 登録事業者を、地区別及び業種別等に分類して記載したリストをいう。相談窓口において被災者に提供されるものである。

## は

- 被災住宅 風水害等によって被災した住宅をいう。なお、全壊家屋、流出家屋等の被災住宅は、応急復旧が不可能であるため、このマニュアルでいう被災住宅の対象にしない。
- 防災基本計画 「災害対策基本法」に基づき、内閣総理大臣を議長とする「中央防災会議」により決定された防災に関する基本的な計画をいう。

## ま

- 元請機能 住宅建設等に関わる工事請負契約を消費者と直接締結し、請負工事を行うための機能をいう。

## ら

- 罹災証明書 自然災害などにより住家や事業所などが破損した場合に、調査員による現地調査に基づき、市区町村が被害の程度を認定し、公的に証明した書類をいう。被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資など被災者支援制度の適用を受ける場合や、税の減免などの手続き、損害保険の請求などを行う際に必要となるものである。